

令和5年度中野区私立幼稚園児の 保護者向け補助金のご案内 (私学助成園に通う方向け)



01 補助の対象

■ 次の全てに該当する方

- (1)中野区に居住・住民登録があり、園児(子ども)と同一世帯である
- (2)(1)の園児が、私学助成園(毎月保育料を保護者が幼稚園に支払う園、新制度未移行園)に通園している
- (3)園児の入園料や保育料を負担している
- (4)中野区で施設等利用給付認定を受けている
- (5)園児が平成29年4月2日～令和3年4月1日(2017年4月2日～2021年4月1日)生まれ

※満3歳クラスは、園則で満3歳クラスが定められている園に通園している場合のみ補助対象です。
※満3歳は、3歳の誕生日を迎えた月から補助対象です。

02 補助金の種類と内容

■ 入園料・保育料への補助(所得制限なし)

(1)入園料補助金:45,000円(限度額)

(2)保育料への補助金:月額37,700円(限度額)

↳【内訳】施設等利用費:25,700円(国事業)
保護者補助金:12,000円(都・区事業)

実際にかかった保育料が限度額より低い場合は、実費が補助金額となります。

■ 預かり保育料への補助(所得制限なし)

月額11,300円(限度額)

(施設等利用給付認定第3号認定の場合:月額16,300円(限度額))

☞利用日数×日額単価(450円)で算出した支給限度額と、実際に支払った金額を比較して、低い金額を支給します。

【次の要件が別途必要】

- (1)施設等利用給付認定第2号または3号を受けている
- (2)(1)に加え、現況届で引き続き保育の必要性が確認されている

■ 副食費への補助(所得制限等あり)

(主食以外のおかず・おやつなど)
月額4,500円(限度額)

【次のいずれかに該当する方が対象】

- (1)市区町村民税所得割算額77,101円未満の世帯
 - (2)全ての世帯の第3子(※小学3年生以下の兄弟が2人以上いる子ども)以降の在園児
- ⇒対象者には個別に通知します。

補助金の計算方法について

☞P2の<05 関連ホームページ/よくある質問など>の⑥へ

03 申請書類と期限について

■ 申請書類

(1)申請書(令和5年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金申請書兼口座振替依頼書)

(2)判定に必要な添付書類(2022年1月1日以降の中野区転入者がいる世帯、施設等利用給付認定がない等)対象と書類の確認 ☞P4の<07 申請に必要な書類の確認表>へ

(3)特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証※1
<以下①②の両方に該当する方のみ>

- ①施設等利用給付認定第2号(3号)を受け、認定期間中に無償化対象の認可外保育施設を利用した。
- ②在園している幼稚園が提供する預かり保育の提供が一定水準以下※2である。

※1 ファミリーサポート事業を利用した方は、この書類の代わりに活動報告書(兼領収書)の写しをご提出ください。

※2 一定水準以下=年間開所日数が200日未満又は平日開所時間が8時間未満

☞対象の幼稚園・認可外保育施設は<05 関連ホームページ/よくある質問など>の⑦「預かり保育補助の対象施設(無償化対象施設)について」を確認してください。(中野区外の幼稚園については、幼稚園が所在する各自治体へお問い合わせください。)

■ 申請期限

(1)及び(2)の書類

▶第一次期限

2023年7月14日(金)17時必着

▶今年度最終期限

2024年3月8日(金)17時必着

(3)の書類

▶第一次期限(2023年4月～2023年9月分)

2023年10月13日(金)17時必着

▶今年度最終期限(2023年10月～2024年3月分)

2024年4月8日(月)17時必着

☞申請は年度毎に1回必要です。

☞申請書が第一次期限後に到着した場合、一年間分を一括で3月にお振込みします。

☞書類の到達を確認したい場合は、簡易書留等のご利用をおすすめします。

☞今回の申請書で入園料、保育料、預かり保育料、副食費すべての申請を一括で行えます。

04 補助金交付時期（口座振り込み日）

補助金の種類	交付予定	振込名義
▶保護者補助		
(1)入園料補助金		
【第一次期限受理分】	2023 年 10 月 31 日（火）	ナカノクシリツヨウチエンホジヨ キン
【年度最終期限受理分】	2024 年 3 月 29 日（金）	
(2)保育料に対する補助金		
【第一次期限受理分】4月 - 9月分	2023 年 10 月 31 日（火）	ナカノクアズカリホイクホジヨ
【年度最終期限受理分】10月 - 3月分	2024 年 3 月 29 日（金）	
<hr/>		
▶預かり保育補助		
【第一次期限受理分】4月 - 9月分	2023 年 11 月 30 日（木）	ナカノクアズカリホイクホジヨ
【年度最終期限受理分】10月 - 3月分	2024 年 5 月 24 日（金）	
<hr/>		
▶副食費補助		
【第一次期限受理分】4月 - 9月分	2023 年 11 月 30 日（木）	ナカノクフクシヨクヒホジヨ
【年度最終期限受理分】10月 - 3月分	2024 年 4 月 26 日（金）	

☞各補助金は振込前(約1週間前)に交付決定通知を送付します。

(保護者補助は、10月に一年間分の交付決定通知を送付します。3月振込分の金額も記載しますので、通知は振込までご自宅で保管してください。)

05 関連ホームページ／よくある質問など

①補助金の申請について
(各種申請書・用紙のダウンロード)



②施設等利用給付認定について
(ご案内、各種申請書のダウンロード)



③退園・転出をするとき



④振込口座変更をしたいとき



⑤申請時の注意事項、よくある質問について



⑥補助金の計算方法について



⑦預かり保育補助の対象施設
(無償化対象施設)について



06 申請用紙記入例

第1号様式（第10条関係）

☆申請印はスタンプ印不可。消せるボールペン・鉛筆での記入不可

令和5年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金等申請書兼口座振替依頼書

私立幼稚園等の名称	(左の枠は記載不要です。)				フリガナ	ナカノ	サフ	ロウ
	令和 幼稚園				氏名	中野 三郎		
入園日	前年度在籍園※上記園と異なる場合のみ記載ください。(幼稚園)				生年月日	2	0	1
	年	月	日	月		2	0	1

① 新入園児用

入園式または園の定める入園日をご記入ください。

町丁名の記入漏れにご注意ください。
例：中野区 本町 2丁目

3 中野区が幼稚園等に補助金交付対象であることを通知し、申請

申請日 2023年 7月 1日

住所 〒164-0001 中野区 △▽ ◆丁目 ●番 ▲▼号 △△ハイツ101号室

フリガナ ナカノ ハナコ

申請者(口座名義) 中野 花子

申請者の生年月日 1985年 03月 20日

振込先金融機関 中野銀行 中野支店

2022年1月2日以降に中野区へ転入した方は、転入日と2022年1月1日現在の住所を記載してください。

中野区転入日 2023年 1月 3日

2022年1月1日の住所 東京都杉並区●●丁目●●番●●号●●マンション●●●●

補助金(入園料補助金・保護者補助金)及び実費徴収に係る補助給付補助金の審査にあたり、次の事項に同意します。

申請者と、「生計を一にしている」方全員を記載してください
※園児と申請者の氏名をあらためて記載する必要はありません
☆書ききれない場合は欄外に記載してください

氏名及び生年月日	園児から見た続柄	通園・通学先等(兄弟姉妹がいる場合)	学年
中野 太郎	父		
		令和小学校	3
		令和幼稚園	年長

○ 朱肉を使う印鑑 (認印、銀行印など)

× スタンプ印 (シャチハタなど)

上記の方のうち、園児及び申請者と別居している方の氏名及び住所を記載してください。

氏名	生年月日	現住所	園児から見た続柄	転出年月日
中野 太郎	1984年4月5日	大阪府大阪市北区●丁目●●番●●号●●	父	2021年12月31日

東日本大震災の被災者に該当する方はチェックしてください

ひとり親世帯、障害がある方のある世帯の方はチェックしてください

2022年/2023年1月1日時点で国外に居住し、所得が確認できる資料が提出できない方はチェックしてください

補助金申請に当たり、添付書類が必要な場合があります。補助金のご案内の【07 添付書類の確認表】をご覧ください。該当する項目がある場合には添付書類をご準備のうえ、申請書と一緒にご提出ください。

☆申請印はスタンプ印不可。消せるボールペン・鉛筆での記入不可

☆令和5年1月1日現在で中野区に住所のなかった方は、その方の令和4年度及び令和5年度の住民税額の決定通知書又は住民税課税(非課税)証明書(いずれも扶養人数が分かること。コピー可。)が必要となります。申請書と一緒にご提出ください。

第1号様式（第10条関係）

申請書

令和5年度施設等利用費請求及び中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金等申請書兼口座振替依頼書

私立幼稚園等の名称	令和 幼稚園	フリガナ	ナカノ	モモコ
園児氏名		フリガナ	中野	桃子

中野区長宛て

子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費について、次の通り請求します。併せて中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金(入園料補助金・保護者補助金)及び実費徴収に係る補助給付補助金の申請をします。なお、施設等利用費、中野区私立幼稚園等に在籍する幼児の保護者に対する補助金(入園料補助金・保護者補助金)及び実費徴収に係る補助給付補助金の請求は、申請書と併せて提出してください。

- 必要限度において、園児の属する世帯について中野区長が保有している住民記録、生活保護及び税に関する情報を利用すること。
- 交付決定された補助金の請求および返納に関する手続きについては、交付要綱に規定する中野区長の指定するものに委任すること。
- 中野区が幼稚園等に補助金交付対象であることを通知し、申請子どもの在園状況、保育料等の納付状況を確認すること。

申請日 令和 5年 7月 10日

(1) 下記の内容に変更がない場合
・電話番号を記入し、申請印を必ず押してください。
(電話番号が印字されている場合は、ご確認ください。)

(2) 変更がある場合
・変更箇所の右側に必要事項を記載してください。
・電話番号を記入し、申請印を必ず押してください。

〒164-0001 中野区 △▽ ◆丁目 ●番 ▲▼号 △△ハイツ101号室 中野 花子

フリガナ ナカノ ハナコ

申請者(口座名義) 中野 花子

電話番号 ×××-●●●●-△△△△

申請者の生年月日 昭和58年2月22日

振込先金融機関 中野銀行 中野支店 1234***

なかの 銀行 信用金庫 農協 信用組合

支店 出張所

金融機関コード ●●●● 支店コード ▲▲▲▲

(普通)口座番号 5 6 7 8 9 1 0

東日本大震災の被災者の方はチェックしてください

ひとり親世帯等の特例に該当する方はチェックしてください

令和5年1月1日現在国外に居住し、所得を確認できる資料が提出できない方はチェックしてください

② 進級児用

申請者や振込先を変更したい場合は、「(2)変更がある場合」に変更後の情報を記入してください。

変更点がなければ、(2)は空欄のまま、申請日を記入し、押印して送付してください。

○ 朱肉を使う印鑑 (認印、銀行印など)

× スタンプ印 (シャチハタなど)

07 添付書類の確認表

以下のいずれかに該当する☑場合には、申請書に加えて、各添付書類の提出及び対応が必要です。
※この表の提出は不要です。ご自身での確認にお使いください。



▶中野区で認定を受けていない



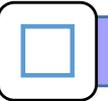
補助金を受け取るには、中野区で施設等利用給付認定の申請が必要です。

【認定に関するお問い合わせ先はこちら】

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係
☎ 03-3228-5793 (平日8:30-17:00)



▶ひとり親等世帯である



Ⅰ ひとり親世帯の場合

保護者が現在婚姻していないことがわかる書類（次のいずれか一つ）

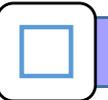
- ▶児童扶養手当受給者証の写し
- ▶保護者の戸籍謄本の写し
- ▶（外国籍の方の場合）婚姻要件具備証明書（独身証明書）の写し※訳文付き

Ⅱ 障害者がいる世帯の場合

障害のある世帯員の状態がわかる書類（次のいずれか一つ）

- ▶身体障害者手帳の写し
- ▶療育（愛の）手帳の写し
- ▶精神障害者保健福祉手帳の写し
- ▶特別児童手当受給者証の写し
- ▶障害基礎年金の受給者証の写し

▶中野区に2022年1月1日から住民登録がない、それ以降に転入した



Ⅰ 国内転入、単身赴任などの場合

- ①②両方に該当する場合、住民税の証明書類が必要です。
- ▶①(2022年/2023年)1月1日 いずれの時点でも、世帯全員の住民登録が中野区にない
- ▶②施設等利用給付認定の申請時に、個人番号（マイナンバー）確認書類を提出していない（窓口で提示していない）



中野区に転入前の自治体が発行する住民税証明書類(次のいずれか一つ)

- ▶住民税課税証明書/住民税非課税証明書 の写し
- ▶住民税の決定通知書 の写し

必要書類の対象年度

- ▶【2022年1月2日 - 2023年1月1日】に中野区に転入した場合 → 令和4年度分の住民税書類
- ▶【2023年1月2日以降】に中野区に転入した場合 → 令和4年度分 + 令和5年度分の住民税書類

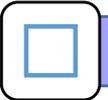
Ⅱ 国外転入の場合

2022年1月1日～2022年12月31日までの一年間の国内・国外支給両方の所得がわかる書類（訳文付き）
提出が難しい場合⇒申請書の右下の「提出ができない場合」に☑を入れて申請してください。

住民税課税（非課税）証明書の取得について

自治体によっては、マイナンバーカードを用いてコンビニエンスストアの複合機（プリンタ）での出力や、郵送での請求が可能な場合などがあります。詳しくは、お住まいだった自治体のHPなどでご確認ください。

▶住民税を申告していない



国外転入以外で、住民税を申告されていない保護者の方は、住民税の申告（または確定申告）が必要です。
詳しくは担当までお問い合わせください。

書類提出・お問い合わせ先

☎ 164-8501

中野区中野4-8-1（区役所3階11番窓口）
中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係
☎ 03-3228-8754 (平日8:30-17:00)